

平成29年11月1日

会員の皆様へ

(一社) 滋賀県トラック協会  
適正化事業運営委員会

## 標準貨物自動車運送約款等の改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営につきましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部改正に伴い、新しい標準貨物自動車運送約款を作成しましたので送付いたします。

(1) 今改正概要は下記のとおりです。

- ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化  
運賃は運送の対価、料金は運送以外（積み込み、取卸し等）の対価。
- ② 「待機時間料」を新たに規定  
荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」と新たに規定。
- ③ 附帯業務の内容をより明確化  
附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等を追加。

(2) 今改正に伴い、事業者が行うべきこと

- ① 新標準貨物自動車運送約款を使用する場合は、11月4日以降に新標準貨物自動車運送約款を営業所に掲示
- ② 併せて運輸支局に「運賃及び料金の（変更）届出」を行う必要があります。届出様式については、下記記載の全日本トラック協会 HP 掲載の様式例をご利用下さい。何卒、ご理解下さいますよう、よろしく申し上げます。
- ③ 旧標準貨物自動車運送約款を使用する場合は、認可申請を行う必要がありますので、ご注意下さい。

敬具

(全ト協の HP より)

「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について

→ [http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan\\_kaisei.html](http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan_kaisei.html)

\* 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定（変更）届出様式例

(参 考)

「標準貨物自動車運送約款」の改正告示新旧対照表（国交省）

→ <http://www.shiga-ta.or.jp/osirase/pdf/201711kamotsuyakkan-kaisei.pdf>

(問い合わせ先)

(一社) 滋賀県トラック協会  
適正化 大橋、小西